

平成27年度計画の達成状況及び平成28年度計画について

平成27年度計画	平成27年度中に実施した具体的業務内容等	平成28年度計画
<p>(5) 特例業務(国鉄清算業務)</p> <p>① 年金費用等の支払及び資産処分の円滑な実施等</p> <p>旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用、旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償費等については、適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払を実施する。</p> <p>また、都市計画事業の工程等によりやむを得ず処分できていない残存の土地については、処分の見通しを得るため、関係機関との協議・調整を進め、うち、梅田駅(北)・吹田信号場プロジェクトに係る土地(約15ha)の処分を進める。</p> <p>なお、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社(以下「旅客鉄道株式会社等」という。)の株式については、国等の関係機関と連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、適切な処分方法の検討等を行う。</p>	<p>○ 旧国鉄職員の年金費用等の支払</p> <p>(1) 恩給及び年金の給付に要する費用の支払</p> <p>旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用等については、関係法令に則り、以下のとおり平成27年度内に適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払いを実施した。</p> <p>① 旧国鉄職員の恩給の給付に要する費用については、国に対して574,359千円を支払った(給付は総務省人事・恩給局が実施)。</p> <p>② 旧国鉄職員の年金の給付に要する費用については、日本鉄道共済組合に対して112,806,719千円を支払った。</p> <p>(2) 業務災害補償</p> <p>旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償については、適切な資金管理を行いつつ、旧国鉄職員に対して4,571,310千円を円滑かつ確実に支払った。また、昨今、大きな社会問題となっているアスベスト問題については、平成26年度に引き続きアスベスト対策(健康診断、業務災害補償(遺族救済を含む))を実施した。その際、定期的な新聞広告の掲載(全国紙4紙、地方紙46紙への新聞広告の掲載及び鉄道OB会報への記事掲載)等により周知を図った。</p> <p>○ 土地処分の実施</p> <p>梅田駅(北)・吹田信号場プロジェクトに係る土地(約15ha)の処分について、関係機関との協議・調整を進めた。その結果、梅田駅(北)2期開発区域の土地(約14ha)については、早期処分の実現及び大阪市が進めるまちづくりへの協力の観点から、まちづくりに精通した(独)都市再生機構への譲渡が適当であるとし、その処分方策について資産処分審議会に諮問、答申を得て、平成27年10月に土地売買契約を締結した。また吹田信号場の土地(約1ha)についても、平成27年9月に土地売買契約を締結した。</p> <p>なお、梅田駅(北)の一部(約4ha)及び吹田信号場(約1ha)については、土地の引渡しまで完了している。その結果、国鉄改革以来約9,226haの土地処分を終了し、残る土地は、梅田駅(北)の一部(約10ha)と東日本大震災の応急仮設住宅用地として貸し付けている長町駅〔38街区〕(約2ha)のみとなった。</p> <p>○ 株式処分の検討</p> <p>JR九州については、完全民営化に向けた諸課題を検討するため、国土交</p>	<p>(6) 特例業務(国鉄清算業務)</p> <p>① 年金費用等の支払及び資産処分の円滑な実施等</p> <p>旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用、旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償費等については、適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払を実施する。</p> <p>また、都市計画事業の工程等によりやむを得ず処分できていない残存の土地のうち、長町駅38街区の土地については、関係機関との協議・調整を進めるとともに、処分に向けた準備を進める。梅田駅(北)の土地については、土地売買契約に基づき処分を進める。</p> <p>九州旅客鉄道株式会社の株式については、株式市場の状況、経済の動向、経済財政政策との整合性等にも留意しつつ、適切に売却を図る。なお、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の株式については、国等の関係機関と連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、適切な処分方法の検討等を行う。</p>

平成27年度計画	平成27年度中に実施した具体的業務内容等	平成28年度計画
	<p>通省鉄道局に「JR九州完全民営化プロジェクトチーム」が設置され、当機構も参画しつつ検討を進め、平成27年1月27日にとりまとめが公表された。また、同年6月10日にJR九州の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、同社を適用対象から除外すること等を内容とする「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたところである。</p> <p>その後、JR九州株式の処分方法等について、資産処分審議会へ諮問し、JR九州や証券市場関係者からのヒアリングを含め3回の審議を経て、同年9月9日に売却方法、売却規模、売却時期、主幹事証券会社選定の基本方針等が答申されたところである。この答申を踏まえ、平成28年1月8日に、主幹事証券会社5社を選定したところである。</p> <p>なお、JR北海道、JR四国及びJR貨物株式会社については、国等の関係機関と連携を図りつつ、株主総会等を通じ各社の今後の経営状況の推移を見極めるとともに、今後における課題抽出を行う等、株式の適切な処分方法の検討を行った。</p>	
<p>② 旅客鉄道株式会社等の経営自立のための措置等</p> <p>旅客鉄道株式会社等に対し、以下の支援措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付 ・北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対して発行した鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券について、国土交通大臣が定める利率に基づく利子の支払 <p>また、無利子の資金の貸付け若しくは助成金の交付又は利子の支払に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、法令その他の基準を遵守するとともに、旅客鉄道株式会社等のモラルハザードを防止し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施する。</p> <p>なお、並行在来線の支援のための貨物調整金に要する費用に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額について、特例業務勘定から建設勘定への繰</p>	<p>○ 旅客鉄道株式会社等に対する支援措置</p> <p>旅客鉄道株式会社等に対し、以下の支援措置を実施した。</p> <p>(1) 無利子の資金の貸付け又は助成金の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR北海道:156億円(無利子貸付78億円、助成金78億円) ・JR四国:38億円(無利子貸付19億円、助成金19億円) ・JR九州:173億円(無利子貸付173億円) ・JR貨物:142億円(無利子貸付117億円、助成金25億円) <p>(2) 特別債券の利子の支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR北海道:55億円 ・JR四国:35億円 <p>注:利率は、国土交通大臣が定める利率(年利2.5%)である。</p> <p>なお、上記支援の措置に当たっては、関係三大臣合意に基づき設置された第三者委員会の了承を得ていることを確認し、また、その支援の実施に当たっては適切な資金管理を行いつつ、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)附則第5条第1項の規定に基づく無利子貸付け及び助成金交付要綱(平成24年1月機構規程第55号)」及び「鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券発行要項」を遵守するとともに、交付審査業務等について適切な業務執行体制の措置を講ずることにより旅客鉄道株式会社等のモラルハザードを防止し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施した。</p> <p>○ 並行在来線の支援措置</p> <p>並行在来線の支援のための貨物調整金に要する費用に充てるため、特例業</p>	<p>② 旅客鉄道株式会社等の経営自立のための措置等</p> <p>北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対し、以下の支援措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付 ・北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対して発行した鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券について、国土交通大臣が定める利率に基づく利子の支払 <p>また、無利子の資金の貸付け若しくは助成金の交付又は利子の支払に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、法令その他の基準を遵守するとともに、旅客鉄道株式会社等のモラルハザードを防止し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施する。</p> <p>なお、並行在来線の支援のための貨物調整金に要する費用に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金</p>

平成27年度計画	平成27年度中に実施した具体的業務内容等	平成28年度計画
<p>入れを実施する。</p>	<p>務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額については、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構貨物調整金繰入基準（平成23年9月機構規程37号）」に基づき、特例業務勘定から建設勘定への繰入れを実施した（繰入額:112億円）</p>	<p>額について、特例業務勘定から建設勘定への繰入れを実施する。</p>